2227 (正)

訂　　正　　願

平成30年 7月 2日

総　務　大　臣　様
大阪府選挙管理委員会委員長　様



政治団体の名称　E.P.E研究会
会計責任者の氏名　上　敏郎
提出者の氏名　村岡修一　印

平成30年 5月 31日に提出した平成 29 年分の収支報告書について、下記の理由により訂正の必要が生じたので、別添のとおり訂正をお願いいたします。

記

（訂正理由）

寄附者の住所間違いのため

（備　考）
「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自書すること。

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	淀野　泰弘	1,000,000	H29/10/5	大阪市阿倍野区相生通1-4-57	会社役員	
2	重田　勇	100,000	H29/9/25	芦屋市参上南町7-9	会社役員	
3	木村　誠	200,000	H29/10/25	生駒市北新町13-10	理事長	
4	阿部　敏行	100,000	H29/10/27	~~京都市右京区西京極野田町39~~ 高槻市栄土町2-2-26	理事長	
5	三上　了道	100,000	H29/10/23	枚方市香里ケ丘8-3-6	理事長	
6	齋藤　繁之助	300,000	H29/10/23	坂井市春江町中筋25-16	会社役員	
7	伊戸　康清	100,000	H29/10/24	あわら市東山36-45	公務員	
8	大橋　密治	1,000,000	H29/12/4	大阪市東住吉区湯里6-14-25	司法書士	
9	阿部　恵木	200,000	H29/12/4	京都市上京区日暮通椹木町上ル椹竹町721	僧侶	
10	阿部　敏行	200,000	H29/12/4	~~京都市右京区西京極野田町39~~ 高槻市栄土町2-2-26	理事長	
11	宮浦　一郎	100,000	H29/12/18	大阪市中央区久太郎町4-1-11	僧侶	
12						
13						
	この頁の小計	3,400,000				
	その他の寄附	410,000				
	合計	3,810,000				

(その1)

2227

収支報告書

平成29年分
(　　開催分)

(ふりがな)　いーぴーいーけんきゅうかい

1 政治団体の名称　E．P．E研究会

2 主たる事務所の所在地　大阪市阿倍野区阿倍野筋3-5-11

3 代表者の氏名　左藤　章

4 会計責任者の氏名　上　敏郎

事務担当者の氏名

村岡　修一

(電話)　06-6621-0045

(電話)

(電話)

(電話)

受付
平 30.5.31
6
大阪府選挙管理委員会

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	左藤　章

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	左藤　章
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（2人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（3人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合2つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合2つめ以降の期間）

AB0061　H29　H300531　100150

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	11,285,072
（前年からの繰越額）	5,755,072
（本年の収入額）	5,530,000
支　出　総　額	810,378
翌年への繰越額	10,474,694

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	3,810,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	350,000	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	4,160,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	4,160,000	

(その6)

	(6) その他の収入		
行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	1,370,000	
	合　　計	1,370,000	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	淀野　泰弘	1,000,000	H29/10/5	大阪市阿倍野区相生通1-4-57	会社役員	
2	重田　勇	100,000	H29/9/25	芦屋市参上南町7-9	会社役員	
3	木村　誠	200,000	H29/10/25	生駒市北新町13-10	理事長	
4	阿部　敏行	100,000	H29/10/27	京都市右京区西京極野田町39	理事長	
5	三上　了道	100,000	H29/10/23	枚方市香里ケ丘8-3-6	理事長	
6	齋藤　繁之助	300,000	H29/10/23	坂井市春江町中筋25-16	会社役員	
7	伊戸　康清	100,000	H29/10/24	あわら市東山36-45	公務員	
8	大橋　密治	1,000,000	H29/12/4	大阪市東住吉区湯里6-14-25	司法書士	
9	阿部　恵木	200,000	H29/12/4	京都市上京区日暮通椹木町上ル櫛笥町721	僧侶	
10	阿部　敏行	200,000	H29/12/4	京都市右京区西京極野田町39	理事長	
11	宮浦　一郎	100,000	H29/12/18	大阪市中央区久太郎町4-1-11	僧侶	
12						
13						
	この頁の小計	3,400,000				
	その他の寄附	410,000				
	合計	3,810,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	大阪府私立幼稚園振興連盟	100,000	H29/10/23	大阪市都島区網島町6-20	安達　譲	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	100,000				
	その他の寄附	250,000				
	合計	350,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	62,156		
小計	62,156	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	748,222		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	748,222	0	
合計	810,378		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	通信費	23,616	H29/4/14	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	〃	38,540	H29/5/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	62,156				
	その他の支出	0				
	合計	62,156				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					総会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会場借上料	／ 690,722	H29/6/23	㈱近鉄都ﾎﾃﾙｽﾞ ｼｪﾗﾄﾝ都ﾎﾃﾙ大阪 ／	大阪市天王寺区上本町6-1-55	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	690,722				
	その他の支出	3,500				
	合計	694,222				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会計監査料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会計監査料	54,000	H29/6/29	道野充宏税理士事務所	大阪市阿倍野区西田辺町1-1-1　道野ビル 7F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	54,000				
	その他の支出	0				
	合計	54,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　31日

政治団体の名称　E．P．E研究会

会計責任者の氏名　上　　敏郎　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成30年 5月29日

E.P.E研究会
代表 左藤 章 殿

登録政治資金監査人 道野克彦 ㊞
登録番号 第 505 号
研修修了年月日 平成 21年 1月 16日

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、E.P.E研究会の平成29年に係る法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、E.P.E研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

E.P.E研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、E.P.E研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上